

UBC情報

発行：2022年10月3日

No. 268

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

10月より、雇用保険料率と最低賃金が改定されます。雇用保険料率は10月1日から労働者、事業主共に2/1000増加します。また、山口県の最低賃金は10月13日から888円に引き上げられます。

トピックス

相続した空き家に係る譲渡所得3千万円控除

相続等により取得した空き家（被相続人の居住用家屋）を譲渡した場合に、譲渡所得から3千万円を控除する特例が平成28年4月から創設されています。国交省によると、本特例の適用は年々増加しており、確認書の交付件数は平成28年度から令和3年度までの合計で5万743件となっています。

◆現行の適用期限は令和5年12月末まで

本特例は、被相続人が居住していた家屋を相続した相続人が、相続から3年目の年末までにその家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む）又は取壊し後の土地を譲渡した場合に、その譲渡所得から3千万円を特別控除するものです。

ただし、現行の適用期限は令和5年12月末までとなっているため、空き家等の譲渡は令和5年12月末までに行った場合が対象となります（国交省は令和5年度税制改正の要望として適用期限の延長等を求めています）。

◆適用を受けるための主な要件は

主な適用要件としては、①相続開始直前（要介護認定等を受けた被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は入所の直前）まで被相続人が家屋に居住しており、被相続人以外に居住者がいないこと、②昭和56年5月31日以前に建築された家屋（マンション等を除く）であること、③相続から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていないこと、④譲渡価額が1億円以下であること、等があります。

なお、確定申告の際に必要な書類として、家屋所在地の市区町村で「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける必要があります。

10月から75歳以上の医療費負担割合が変更

本年10月から後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の方など）のうち、一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が1割から2割に上げられます（現役並み所得者は3割負担）。

ただし、2割負担となる方に対する配慮措置が設けられており、3年間（令和7年9月まで）は外来医療の負担増加額を1ヵ月あたり最大3千円までとします（入院の医療費は対象外）。なお、上限を超えて支払った場合は、高額療養費として事前に登録されている口座へ払い戻されます。





事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件緩和

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する事業再構築補助金には、最低賃金引上げの影響を受ける事業者を対象とした「最低賃金枠」が昨年導入されています。

本年10月に地域別最低賃金が全国平均31円の引上げとなるため、第8回公募（10月公募開始予定）から最低賃金枠の要件緩和等が行われ、同枠に設けられている売上高等減少要件（令和2年4月以降のいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比30%以上減少）が撤廃となります。

また、最低賃金要件（最低賃金+30円以内の従業員が10%以上）の期間が「令和3年10月～4年8月までの間で3ヵ月以上」に変わります。

貸倒損失として損金に計上できるケース

取引先の倒産などによって売掛金などの債権が回収不能となってしまった場合は、税務上、貸倒損失として損金に算入できますが、貸倒損失を計上できるケースは限られています。

貸倒損失として認められるには、①法的手続きや債権者集会の協議などで債権が切り捨てられた場合（法律上の貸倒れ）、②債務者の資産状況、支払能力等から全額回収できないことが明らかになった場合（事実上の貸倒れ）、③売掛債権について、継続的な取引を行っていた債務者との取引停止から1年以上経過した場合など（形式上の貸倒れ）、いずれかに該当する必要がある、回収不能に至った証拠書類などを残すことが重要です。

マイナポイント第2弾のカード申請期限が延長

マイナンバーカードを取得した方にキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを1人当たり最大2万円分付与する「マイナポイント第2弾」は、今月末までにカードの申請を行った方が対象でしたが、本年12月末まで延長となりました。

本事業では、①カードの新規取得者等（第1弾に申し込んでいない方を含む）に最大5千円分、②健康保険証としての利用申込みに7500円分、③公金受取口座の登録に7500円分のマイナポイントを受け取ることができます。

短時間労働者の社会保険適用拡大Q&A

現在、厚生年金の被保険者数が501人以上の特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない場合でも一定要件を満たす方は厚生年金・健康保険の被保険者となりますが、本年10月から特定適用事業所の要件などが見直され、適用が拡大されます。

◆Q&A

Q. 特定適用事業所に該当する企業は？

A. 本年10月から、被保険者数が常時101人以上となる企業が特定適用事業所に該当します。なお、令和6年10月からは51人以上の企業となります。

Q. 新たに適用対象となる短時間労働者とは？

A. 本年10月から、特定適用事業所で働く短時間労働者で、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③2ヵ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてに該当する方が新たに厚生年金・健康保険の適用対象となります。

Q. 「月額賃金8.8万円以上」の算定対象は？

A. 基本給及び諸手当で判断し、残業代や賞与、臨時的な賃金、通勤手当などは含みません。

Q. 健康保険の被扶養者として認定されるための収入要件（年収130万円未満）は変わる？

A. 被扶養者認定の収入要件に変更はありませんが、年収130万円未満でも3/4基準又は4要件を満たす方は、厚生年金・健康保険の被保険者となります。

Q. 特定適用事業所に該当しなくなった場合は？

A. 不該当届を提出することで該当しなくなったものとして扱われます。その際、使用される被保険者の3/4以上の同意を得ることが必要です。



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 268

発行：2022年
10月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：(一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

保育

産後パパ育休(出生時育児休業)が10月1日から施行されます
～法人においては就業規則等の確認・見直しと体制作りが必要です～

◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が令和3年6月に改正され、本年4月から段階的に施行されていますが、10月1日からは、産後パパ育休(出生時育児休業)の創設や、従来は分割不可だった「育児休業」の分割取得などが実施されます。

産後パパ育休とは、出産・育児等による労働者(主に母親)の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、父親についても、従来の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できるとする育児休業のことです。また従来の育児休業についても、従来は分割不可でしたが、2回に分割して取得することができるなどの改正が行われます。これらについては各法人において就業規則等に規定されていることから、その見直しが必要となります。

女性の育児休業の取得割合を見ると、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和3年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は85.1%と、前回調査(令和2年度81.6%)より3.5ポイント上昇しました。長期的に見ても、平成19(2007)年以降、8割台の取得率で推移しています。

一方、配偶者が出産した男性で育児休業を開始(申出を含む)した割合は13.97%と、前回調査(12.65%)より1.32ポイント上昇したものの、それでも1割台に留まっており、以前は1～2%台の取得率でした。

少子化対策としては、男女ともに共同して仕事と育児等を両立させていくことが大切です。その時間を確保するための労働条件の整備と実施は喫緊の課題と言えます。(総合福祉研究会)



待機児童が過去最少の2,944人 ～少子化に向けて保育需要の更なる精査を～

◆8月30日、厚生労働省は「保育所等関連状況取りまとめ(令和4年4月1日)」と「新子育て安心プラン」の集計結果を公表、「待機児童」が4月1日時点で前年よりも2,690人少ない2,944人となり、5年連続で減少、過去最少を更新したと発表しました。直近のピークだった平成29(2017)年の2万6,081人からは88.7%減少しています。

待機児童数減少の要因としては、受け皿となる保育施設の整備が進んだほか、新型コロナウイルス禍による利用控えや子どもの減少の影響もありました。

少子化で子どもの数が減り、一部の地方では保育所に空きも出始めています。厚労省によると保育施設の定員数に対する利用者数の割合は全国で89.7%、定員の1割強が使われていません。東京都や大阪府など大都市では9割を超えていますが、最も低い長野県は77.7%です。

令和3(2021)年の出生数は81万1,604人で過去最も少なく、また「人口動態統計」によると、本年1～6月の出生数(速報値)は38万4,942人と40万人を割り込んでいます。このように出生数は減少傾向が続いていますが、働く女性は増加し、コロナ下での利用控えも今後は解消に向かうと考えられます。地域の潜在的な保育需要の精査が欠かせません。(総合福祉研究会)



高齢者雇用

働く高齢者は過去最多の909万人、60代後半の就業率は初の5割越え
～今年も総務省が「統計からみた我が国の高齢者」を公表～

◆9月の敬老の日に合わせて総務省は65歳以上の高齢者(以下「高齢者」といいます。)の状況を毎年公表しています。この公表資料は「高齢者の人口(令和4年9月)」と「高齢者の就業(令和3年)」に大別されていますが、今回は「高齢者の就業」についてご紹介します。

令和3(2021)年の高齢者の就業者(以下「高齢就業者」といいます。)数は、平成16(2004)年以降18年連続で増え、909万人と過去最多となっています。高齢就業者数の対前年増減をみると、平成24(2012)年から「団塊の世代」が65歳となり始めたことなどにより、平成25(2013)年から平成28(2016)年を中心に、65～69歳で増加しました。また、平成29(2017)年以降は「団塊の世代」が70歳となり始めたことなどにより、主に70歳以上で増加しています。

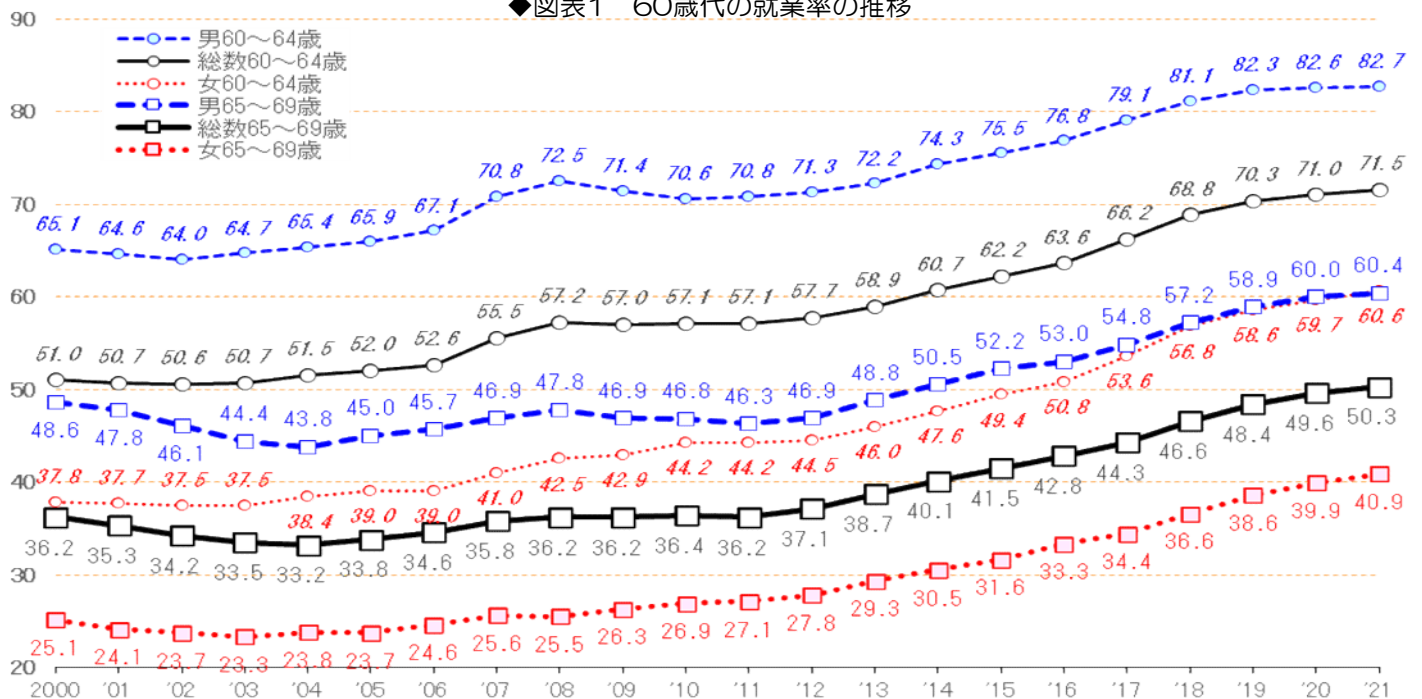
参考資料の図表1は、60歳～64歳(以下「60代前半」といいます。)と65歳～69歳(以下「60代後半」といいます。)の就業率を、総数と男女別にみたものです。60代前半の男性の就業率は82.7%と、5人に4人以上が就業しています。60代前半の女性も今回60.6%と初めて6割台に乗り、この結果60代前半の総数でも71.5%となりました。

60代後半の男性の就業率も60.4%と6割を超えており、また60代後半の女性も40.9%と4割を超えて、60代後半の総数でも初めて50%を超えました。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の施行や改正により65歳までの雇用確保の義務化や70歳までの雇用確保の努力が求められていることから、今後はさらに上昇することが見込まれます。その一方で、定年延長により高齢就業者が従来の職場に残ったり、「団塊の世代」が75歳以上となり高齢就業者数が伸び悩むなどの懸念もあり、人材確保のためには、今にも増して魅力のある職場の創造が求められます。

(総合福祉研究会)

◆図表1 60歳代の就業率の推移



資料:総務省「労働力調査:長期時系列データ」から作成

☆百歳以上高齢者数についても公表されています。9月1日時点の住民基本台帳に基づく9月15日における年齢を基礎としており、都道府県・指定都市・中核市からの報告数を集計、国内に住む百歳以上の高齢者数は9万526人で、昨年から4,016人増えました。昭和45年の310人から、52年連続で最多を更新しています。

今から100年前の大正11年の出生数は197万人でした。大正9年から昭和19年までの25年間、年間の出生数は190万人を超えており、うち大正9年、大正12年と大正14年以降の20年間は200万人を超えています。また昭和22年から昭和24年までの3年間の出生数は250万人を超えて、「団塊の世代」と呼ばれています。これらのことから今後も100歳以上人口の増加が見込まれます。長寿国であることは誇りであり、今後は更なる健康長寿国となることを望みます。

